平成30年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名：東白川簡易水道	
浄水場名：大明神浄水場	
採水の場所：東白川村	
水源種別：地下水　表流水　湧き水　その他	原水全項目水質検査：　11月実施
定期健康診断（おおむね半年に1回）に関する検便検査日：　5　月・　11月実施	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15	1,4－ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及び トランス－1,2－ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名　ジェオスミン）	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名　2－メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
		項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目（40項目）	年1回								○						
	大腸菌（指標菌）	4回		○			○			○			○		4	
	嫌気性芽胞菌（指標菌）	4回		○			○			○			○		4	
	クリプトスポリジウム															
	ジアルジア															

平成30年度　水質検査項目一覧表

水道事業者名: 東白川簡易水道	
浄水場名: 曲坂浄水場	
採水の場所: 東白川村	
水源種別:地下水　(表流)水　湧き水　その他	原水全項目水質検査:　11月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日:　5 月・　11月実施	

	水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理　由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15	1,4－ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及び トランス－1,2－ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S,4aS,8aR)－オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名　ジェオスミン)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名　2－メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
45	フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
		項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9		

	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備　考
原水	1～20、32～51の項目(40項目)	年1回								○						
	大腸菌(指標菌)	4回		○			○			○			○		4	
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	4回		○			○			○			○		4	
	クリプトスポリジウム															
	ジアルジア															